



東日本ユニオンにいがた

http://niigatachihon.yukigesho.com/

申11号

新潟営業統括センター 発足に伴う不安解消に向け申し入れ

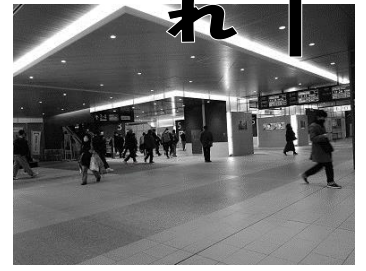
新潟地本は1月24日、申11号として「新潟営業統括センターにおける柔軟な働き方の実現について」に対する申し入れを新潟支社に提出しました。

新潟地本は昨年12月13日に団体交渉を行い、新潟営業統括センターにおける柔軟な働き方の実現についての提案を受けました。新潟支社管内ではこれまで庄内統括センター、長岡営業統括センターが発足し、社員の働き方は大きく変化しました。

■ 申11号 申し入れ項目 ■

1. 3月1日、3月18日の大幅な体制見直しの内訳を明らかにすること。
2. 上長の指示で管理者が一般社員の業務を行うこととや、一般社員が管理者の業務を行う場合があるとはどのような業務をいうのか明らかにすること。
3. 各ユニットの詳細について明らかにすること。
4. 新潟駅と村上駅の業務担当の今後の展望について明らかにすること。
5. 新たに業務担当の交代勤務ダイヤを作成した理由を明らかにすること。
6. 勤務作成時のルール等を定めることはあるのか明らかにすること。
7. 複数箇所勤務の場合、通勤経路の提出についてはどのように行うのか明らかにすること。
8. 全ての職場に社員用駐車場はあるのか、また利用できるのか明らかにすること。
9. 新潟車両センターと上沼垂信号場が行なっている運休や臨回電の打ち合わせについて明らかにすること。

や業務に対する不安、出勤遅延を誘発する懸念など、営業統括センター設置に対する不安の声が溢れています。



施策実施に対する社員の不安を取り除くため、新潟地本は1月24日、申11号として「新潟営業統括センターにおける柔軟な働き方の実現について」に対する申し入れを新潟支社に提出しました。

10. 新潟駅と新潟運輸区との連絡体制はどうなるのか明らかにすること。
11. 新潟運輸区社員の新潟駅主催各種勉強会への参加及び、駅社員の他勤務箇所での各種勉強会参加について明らかにすること。
12. 新潟運輸区社員が行う駅業務の内容を具体的に明らかにすること。
13. 新潟運輸区社員が行う

14. 新潟運輸区社員への駅業務の教育方法について、いつ、誰が、どのような方法で行うのか明らかにすること。
15. 新潟運輸区社員が行う駅業務については適正及び本人希望等の扱いを明らかにすること。
16. 新潟運輸区、新潟運輸区社員の新潟駅、新潟駅以外の職場との業務連携することはあるのか明らかにすること。
17. 新潟駅と新潟運輸区の連携については、新潟駅と新潟運輸区との融合のような考えはあるのか明らかにすること。
18. 新潟新幹線運輸区との連携について、業務内容、兼務等具体的な内容について明らかにすること。

19. 新潟新幹線運輸区との連携について、業務内容、兼務等具体的な内容について明らかにすること。
20. 新潟新幹線運輸区との連携について、業務内容、兼務等具体的な内容について明らかにすること。

JR東日本労働組合 第10回中央委員会



2023年2月8日(水)
12時00分開会
田町交通ビル 6階大ホール

中央本部は昨年12月22日に団体交渉を行い、新幹線統括本部より「2023年3月ダイヤ改正について」の提案を受けました。提案では3月のダイヤ改正より、乗務割交番を作成した結果発生する「労働時間B」の合計時間を上限として、行路内に「駅業務・企画業務等」に従事する時

「2023年3月ダイヤ改正について」に関する申し入れ 幹申第2号を新幹線統括本部に申し入れ 3月ダイヤ改正後の働き方は? 不明・疑問な点の解消を求める

間を指定するなど、新幹線乗務員の働き方を変えていくとしました。実際に業務を担う多くの社員からは具体的な業務内容や就労箇所などについて不安や疑問の声が寄せられました。中央本部は1月23日、幹申第2号「2023年3月ダイヤ改正について」に関

飯山線踏切事故 献花・慰霊 労働組合として安全議論を創り出そう

日本執行部は1月23日、飯山線の大根原踏切を訪問し、2011年2月1日に発生した踏切事故の慰霊・献花を行いました。事故発生当時の状況を組んでいきます。



今後安全を最重要課題と位置づけ、職場から労働組合の枠にとどまらず安全議論や安全風土づくりに向け、全組合員で取り組んでいきます。

感じるながら、二度と命に関わる事故を労働組合として起こさないという決意をこめて献花をし、黙祷を捧げました。

する申し入れを新幹線統括本部に提出しました。

■幹申2号 申し入れ項目

1. 「その他時間」において業務に従事する箇所と「駅業務・企画業務等」の具体的な内容、指示をする時機について明らかにすること。
2. 「その他時間」に関する内容について、ダイヤ改正の実施までに該当する社員に説明会を行うこと。
3. エルダー社員の「その他時間」における業務内容は現職社員と同一なのか明らかにすること。
4. 「その他時間」で所属箇所以外の箇所において業務に従事する場合の指揮命令系統を明らかにすること。
5. 一般線区における一行路あたりの拘束時間の限度についての考え方を明らかにすること。
6. 列車遅延等により所定労働時間を超えた場合でも「駅業務・企画業務等」を行うのか明らかにすること。
7. 2022年ダイヤ改正より開始した乗務員の在来線便乗について、成果と課題を明らかにすること。
8. 2022年ダイヤ改正より開始した乗務員の在来線便乗について、今後も継続していくのか明らかにすること。

